

第九回国会 農林委員会 會議録 第五号

昭和二十五年十二月五日(火曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 小林 運美君

宇野 秀次郎君 遠藤 三郎君

小笠原八十美君 越智 茂君

川西 清君 河野 謙三君

中馬 辰徳君 中垣 國男君

橋谷仙次郎君 原田 雪松君

平野 三郎君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 深澤 義守君

河口 陽一君

委員外の出席者

農林技官(畜産局競馬部長) 井上 綱雄君

農林事務官(畜産局長) 山根 東明君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

十二月五日

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出、衆法第九号)

同日四日

函館競馬場の復活に関する請願(富永格五郎君紹介)(第四五五号)

酸性土壌改良に関する請願(庄司一郎君紹介)(第四五七号)

農業協同組合連合会に国庫資金融資対策確立に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第四五八号)

かんがい用水路改修工事費国庫補助の請願(小平忠君紹介)(第四五九号)

みそ、しよりゆ醸造用必需物資確保に関する請願(坂田英一君外二名紹介)(第四七九号)

養蚕技術員の身分安定に関する請願(山口武秀君紹介)(第四八八号)

養蚕技術員の給與国庫補助に関する請願(山口武秀君紹介)(第五〇一号)

土地改良事業及び耕作地災害復旧事業費増額等に関する請願(寺本齋君外八名紹介)(第五三九号)

同(井上知治君外九名紹介)(第五四〇号)

同(小山長規君外五名紹介)(第五四一号)

同(中村又一君外三名紹介)(第五四二号)

同(麻生多賀吉君外十四名紹介)(第五四三三三)

同(岡田延右門君外七名紹介)(第五四四四)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出、衆法第九号)

〇千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この機会にお知らせいたします。昨日四日請願十三件が本委員会に付託になりましたので、御承知おきを願います。

本日は畜産に関する件について調査を進める予定でありましたが、このあとすぐに畜産に関する小委員会が開か

れまして、家畜用塩の問題、あるいは畜産に関する資金等の現下の緊要な問題について御協議がなされるのでありますので、本委員会は暫時休憩いたします。小委員会をこれからやつていただきますと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

午後六時四十二分開議

〇千賀委員長 ただいまから農林委員会を開会いたします。

ただいま小笠原八十美君外二十八名提出、競馬法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりました。これより競馬法の一部を改正する法律案を議題といたし、審議に入ります。

まず本案の趣旨について提案者の説明を求めます。原田雪松君。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方税法(昭和二十三年法律第百十号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」に改め、同項及び同条第二項中「及び入場税附加税」を削る。

第九条中「その金額の百分の二十五」を「その金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣が定める率を乗じて得た金額」に改める。

第二十二条中「第九条中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とし、」を削る。

附録第二に定める第一号算式中「Rは国営競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。」を「Rは第九条(第二十二条)において準用する場合を含む。」の規定により農林大臣が定める率とする。」に改める。

附録第二に定める第二号算式中「Rは国営競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。」を「Rは百分の十とする。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 競馬法第二十二条において準用する同法第九条及び附録第二の改正規定の地方競馬に対する適用については、昭和二十六年十二月三十一日までは、都道府県又は指定市町村は、条例の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

〇原委員 ただいま議題と相なりました小笠原八十美君外二十八名提出にかかります競馬法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

最近における競馬の実施状況を見ますに、国営競馬におきましては、昭和二十四年度四月から九月に至る開催回数十二回を、昭和二十五年度の同

期と比較しますと、発売金額二十六億四千万円余に對して、十四億八千万円余に低下し、減少率四割三分を示しており、地方競馬におきましては、昭和二十四年度において赤字を示しているものが七県八市町村に及び、他の県または市町村においても、かつて収支償つていた程度のもので、昭和二十四年度一月から十月までを本年度同期と比較して、二割九分の売上減となつておるのであります。

競馬の現状は以上のごとくでありまして、これをこのままに放任しますならば、国及び地方公共団体の財源としては逐次その意義を失ひ、赤字の競馬においてはかえつて負担を加重する結果ともなり、競馬自体の存続さえ危ぶまれる状態にあります。よつてわれわれはこれが改善策を考究して参つたのであります。現行競馬法における控除率の過大がその最大の原因であると考へるのであります。すなわち国営競馬におきましては、勝馬投票券購買金額に對して百分の二十五、配当金額に對して百分の二十の控除が行われ、兩者を合計して大体百分の三十三ないし三十七の平均率であります。

次に地方競馬におきましては、同じ勝馬投票券購買金額に對し百分の二十九、配当金額に對し百分の十の控除が行われ、兩者の合計は大体百分の三十四ないし三十六・五の平均率を示しております。要するに馬券を買えばその三分の一以上が常に控除せられ、競馬愛好者の興味を削減し、ひいては競

馬不振の一大原因をなしているのではありません。自転車競技及び小型自動車競走に比較しますと、それはいずれも百分の二十五以内または百分の二十五と相なっており、今日まで競馬が著しく不利な取扱ひを受けていることは明らかでありまして、すみやかにこの点を是正し、釣合いのとれた公平な制度とすることが急務と存するのであります。

以上の理由に基きまして、競馬の控除率を国営、地方を通じて、購買金額に對しては百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣の定める率とし、配当金額に對しては百分の十といふとんとするものでありまして、その場合農林大臣が購買金額に對する控除率を百分の十八と定めたことと仮定しますと、配当金に對する控除百分の十を加算して、全控除率はおよそ百分の二十四・五程度となる見通しを持つてゐるのであります。かような控除率の引下げが財政収入に與える影響を考えますのに、馬券の売上げ金額の増大となり、むしろ収入は全体として向上し、好結果をもたらすものと確信してゐる次第でございます。以上が本改正法律案を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切に希望いたします。

○千賀委員長 これより質疑に入ります。

○宇野委員 本案はきわめて簡明なる法律案でございます。従つてこの際質疑討論を省略して、ただちに採決せられんことを望むとの動議を提出いたします。

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所

二

〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○千賀委員長 御異議なしと認めます、さようとりはからいます。

これより競馬法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○千賀委員長 起立議員、よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします、本案に對する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○千賀委員長 御異議なしと認めます、さよう決定いたします。

本日はこれをもつて散會いたします。明日は午前十時に畜産の委員会、午後一時より食糧増産に関する農業技術改善について参考人より意見聴取をいたします。どうか御出席を願ひます。

午後六時五十三分散會

〔參照〕

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外二十八名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕